

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年8月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第2号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(通学区域)

第2条 全日制の課程に置く普通科の通学区域は、別表のとおりとする。ただし、教育上特別の事情があるときは、通学区域の調整を行うことがある。

2 前項に定めるもののほか、市立高校の通学区域は、京都府の区域の全部とする。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

1 第I類及び第II類

高等学校名	通 学 区 域	
	通学圏の名称	地 域
京都市立紫野高等学校 京都市立堀川高等学校	京都市北通学圏	京都市のうち北区, 上京区, 中京区, 右京区 (周山中学校の通学区域を除く。), 下京区 (松原中学校の通学区域に限る。)

京都市立日吉ヶ丘 高等学校 京都市立塔南高等 学校	京都市南通学圏	京都市のうち東山区，下京区，（松原中学校の通学区域を除く。），南区，伏見区（醍醐中学校，春日丘中学校，小栗栖中学校及び栗陵中学校の通学区域を除く。）八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。）
------------------------------------	---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 第三類

高等学校名	通学区域
京都市立紫野高等学校	京都市（周山中学校の通学区域を除く。），向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。）

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この規則は，平成20年4月1日以降に市立高校に入学する者に係る通学区域から適用し，同日前に入学する者の通学区域については，なお従前の例による。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）